（証券コード 9363）
平成27年６月11日

株 主 各 位

大阪市西区西本町一丁目10番10号
株式会社 大　運
取締役社長　髙 橋 健 一

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第95期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数でございますが後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着いたしますように、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日時　　**平成27年６月26日（金曜日）　午前10時**

２．場所　　大阪市西区靱本町一丁目８番４号
大阪科学技術センター

３．会議の目的事項

報 告 事 項　第95期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役３名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daiunex.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の我が国経済は、消費税率引上げから一時的に個人消費が低迷したものの、日銀の追加金融緩和等による円安・株高及び原油安等の影響により、景気は回復基調で推移しました。

今後は、家計所得や設備投資の増加などにより景気回復の動きが確かなものになることが期待される一方、円安による輸入物価の上昇や、景気の下振れリスクも存在しております。

当業界におきましては、為替の円安進行にもかかわらず、多くの日本企業の海外生産が定着しているため輸出貨物の取扱増加が限定的であり、規制緩和や荷主企業からの更なる物流合理化要請により、収受運賃・料金は厳しい状況が続いております。

当社の当期業績は、営業拡大の取組等により、通期の営業収入は前期比+3.4%の6,653,995千円と堅調に推移しました。しかしながら、取引採算は悪化し、利益面では前期を下回る結果となりました。

なお、特別利益を68,569千円計上しておりますが、その内訳は、投資有価証券売却益64,549千円、固定資産売却益4,020千円となっております。

以上の結果、営業利益は前期比△101,244千円（△86.0%）の16,492千円となりました。経常利益は前期比△64,546千円（△49.8%）の65,134千円となりました。当期純利益は前期比△63,385千円（△36.4%）の110,652千円となりました。

当社は、株主への利益還元を第一として配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な利益配分を行うことを基本方針としておりますが、今期で５期連続黒字を計上できたものの、繰越損失があり、期末配当については見送らせていただきます。

セグメントの業績を示しますと、次の通りであります。

① 港湾運送事業

当社の主要セグメントである当セグメントにおきましては、営業収入（セグメント間の内部売上高又は振替高を除く）は、前期比+3.7%の6,415,514千円で、96.4%を占めております。セグメント利益（営業利益）は、前期比△14.4%の409,201千円を計上しました。

② 自動車運送事業

当セグメントにおきましては、営業収入は、前期比△4.7%の230,278千円で、3.5%を占めております。セグメント損失は、前期比△2,362千円の57,749千円を計上しました。

③ その他

その他におきましては、営業収入は、前期比△4.3%の8,201千円で、0.1%を占めております。セグメント利益は、前期比△3.9%の8,074千円を計上しました。

（セグメント情報等）

1　報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は統括本部において港湾運送事業を統括し、国内本部において自動車運送事業を統括しております。自動車運送事業の売上高の65.6%は、当社港湾運送事業への内部売上で、両事業の関連性は高いですが、自動車運送事業の売上高は、すべての事業セグメントの10%を超えており、「港湾運送事業」及び「自動車運送事業」の２つの報告セグメントとしております。

「港湾運送事業」は港湾運送輸出・輸入業、近海輸送業、港湾荷役業、倉庫業を含んでおります。「自動車運送事業」は、海上コンテナ輸送、フェリー輸送、トラック輸送を含んでおります。

2　報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントごとの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3　報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）1	合計	調整額（注）2	合計
	港湾運送事業	自動車運送事業	計				
売上高							
外部顧客に対する売上高	6,415,514	230,278	6,645,793	8,201	6,653,995	－	6,653,995
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,754,160	439,226	2,193,386	－	2,193,386	(2,193,386)	－
計	8,169,675	669,505	8,839,180	8,201	8,847,381	(2,193,386)	6,653,995
セグメント利益（注）3	409,201	△57,749	351,451	8,074	359,525	(343,033)	16,492
セグメント資産	5,657,062	197,177	5,854,240	2,691	5,856,931	－	5,856,931

（注）1．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険その他を含んでおります。
2．調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高の消去及び全社費用であります。
3．セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4　報告セグメント合計額と計算書類計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	351,451
「その他」の区分の利益	8,074
全社費用（注）	△343,033
損益計算書の営業利益	16,492

（注）全社費用は、主に報告セグメントに属しない一般管理費であります。

(2) 対処すべき課題

当社は、厳しい国際・国内物流業界において、如何なる経済環境にあっても安定した収益を確保できるよう荷主に直結した作業・輸送システムを更に発展させてまいります。

繰越損失の早期解消を課題として、毎期安定した収益を確保すべく取組んでおります。

消費税率引上げに伴い営業上の立替金が増加し、資金負担、回収リスクが増加しており、立替金の管理及び早期回収を強化いたします。

また、経営姿勢として安全第一、コンプライアンスの徹底、地球環境に配慮したグリーン経営をより充実させ、経営資源を有効活用しながら中長期に亘って収益機会を創造いたします。今後は引き続き財務体質の尚一層の改善を図るべく、徹底した経営の効率化と安定化を目指してまいります。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当期の設備投資は総額24,285千円で、その主なものはフォークリフト購入1,851千円、トラクターヘッド9,300千円、社用車の購入1,254千円、複合機の購入2,779千円であります。

なお、設備投資額24,285千円は、自己資金21,505千円、リース2,779千円でまかなっております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

（単位千円）

期別 / 項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	第92期	第93期	第94期	第95期（当期）
営業収入	6,283,502	6,238,336	6,435,364	6,653,995
当期純利益	57,994	47,364	174,037	110,652
1株当たり当期純利益	0円93銭	0円76銭	2円80銭	1円78銭
総資産	5,407,255	5,403,844	5,714,644	5,856,931
純資産	1,779,546	1,843,798	2,009,738	2,192,474

（注） 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(9) 重要な子会社の状況

当社は子会社がありませんので、特記すべき事項はありません。

(10) 主要な事業内容

当社が現在行っている主要な事業の内容は次の通りであります。

港湾運送事業	港湾運送事業法による無限定業者として、多数の荷主ならびに船会社から委託された輸移出入船積貨物のはしけ運送及び沿岸荷役作業等の各種港運業務
自動車運送事業	国際海上コンテナー貨物の内陸輸送業務、フェリー利用による隔地間連絡輸送業務ならびに大、小各型トラックによる陸運貨物の現地運送及び集配業務
その他	損害保険代理店業務

(11) 主要な事業所

名　称	所 在 地	名　称	所 在 地
本　社	大阪府大阪市西区	名古屋支店	愛知県名古屋市中区
神戸支店	兵庫県神戸市東灘区	東京営業所	東京都港区
弁天営業所	大阪府大阪市港区		

(12) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	8名減	42.0歳	13.4年

(13) 主要な借入先

借　入　先	借　入　額
株式会社商工組合中央金庫	381,580 千円
株式会社みなと銀行	368,400
株式会社日本政策金融公庫	335,400
株式会社近畿大阪銀行	288,787
株式会社名古屋銀行	180,400

２．会社の株式に関する事項

(1) 株　式　数

発行可能株式総数　　150,000,000株
発行済株式総数　　62,280,394株（自己株式107,933株含む）

(2) 株　主　数

5,014名

(3) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
大運協力会社持株会	6,087 千株	9.79 %
大運従業員持株会	2,165	3.48
藤本弘和	1,953	3.14
宝天大同	980	1.58
吉澤英雄	902	1.45
何積橋	818	1.32
日本証券金融株式会社	813	1.31
加藤清行	801	1.29
澤吉修	657	1.06
前田慶和	600	0.97

（注）持株比率は自己株式（107,933株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

（平成27年３月31日現在）

氏　　名	会社における地位、担当または重要な兼職の状況
髙　橋　健　一	代表取締役社長
中　村　修　二	代表取締役専務　（統括本部長）
小　橋　昭　治	常務取締役　（営業本部長）
中　山　幸　典	取　締　役　（営業業務本部長）
藤　本　和　彦	取　締　役　（㈱神陸ｺﾝﾃﾅ輸送 代表取締役 阪神ﾒﾝﾃﾅﾝｽ㈱ 専務取締役）
吉　野　弘　一	取　締　役　（管理本部長）
菊　川　能　幸	監　査　役
岩　上　　順	監　査　役　（ファーサイト公認会計士事務所所長）
西　海　加代子	監　査　役

（注）1. 取締役　藤本和彦氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役　岩上順、西海加代子の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当期中の監査役の異動は次の通りであります。
(1) 就任
平成26年６月27日開催の第94期定時株主総会において、新たに菊川能幸氏は監査役に選任され、就任いたしました。
平成26年６月27日開催の第94期定時株主総会において、補欠監査役に選任されました西海加代子氏は、平成26年７月22日の村山修氏辞任に伴い監査役に選任され、就任いたしました。
(2) 退任
平成26年６月27日開催の第94期定時株主総会の時を持って村田昭氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
(3) 辞任
平成26年６月27日開催の第94期定時株主総会後の平成26年７月22日をもって、村山修氏は監査役を辞任いたしました。村山修氏はケイエスエス㈱の会長であります。
4. 監査役　岩上順氏は、ファーサイト公認会計士事務所の所長であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査役　岩上順氏を独立役員として指定しております。当人は、当社の会計監査には従事しておらず、監査役として当社に対する指導助言を行っており、また当社と特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額
取締役	6名	47,280千円
監査役	5名	9,200千円
合計	11名	56,480千円

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先	兼職の内容	関　係
社外取締役	藤　本　和　彦	株式会社神陸ｺﾝﾃﾅ輸送 阪神ﾒﾝﾃﾅﾝｽ株式会社	代表取締役 専務取締役	両社とも当社と取引があります。
社外監査役	村　山　　修	ケイエスエス株式会社	会　　長	当社と取引があります。
社外監査役	岩　上　　順	ﾌｧｰｻｲﾄ公認会計士事務所	公認会計士 税　理　士	当社と取引がありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	藤　本　和　彦	当期開催の取締役会16回中8回に出席し、運送業者としての専門的見地から発言を行っている。
社外監査役	岩　上　　順	当期開催の取締役会16回中10回に出席し、また、当期開催の監査役会4回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っている。
社外監査役	村　山　　修	当期開催の取締役会16回中4回に出席し、また、当期開催の監査役会4回中1回に出席し、港運業者として専門的見地から発言を行っている。
社外監査役	西　海　加代子	当期開催の取締役会16回中9回に出席し、また、当期開催の監査役会4回中3回に出席し、元運送業者としての専門的見地から発言を行っている。

（注）村山修氏は、当期の途中において辞任したため、上記の出席回数は、辞任日の平成26年7月22日以前に開催された取締役会および監査役会を対象としております。また、西海加代子氏は、当期の途中において監査役に就任したため、上記の出席回数は、就任日の平成26年7月22日以降に開催された取締役会および監査役会を対象としております。

③ 社外役員の報酬等の総額

	人　　数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	4人	6,320千円

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

かがやき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）1. 上記金額には、消費税を含みません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、監査役会全員の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

５．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、社長直属の内部監査室を設け、管理部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたるとともに、全役職員に周知徹底させます。

・内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査役会に報告します。

・取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

・監査役会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る重要な情報については、文書に記録し、適切に管理・保存します。

・取締役及び監査役または必要な関係者から閲覧の要請があるときは、これを閲覧に供します。

③　損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備します。

・各部門の長は担当の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに定期的に見直しを行います。

・事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社内取締役及び各部門長によって構成する部店長会議を毎月開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う体制を整備します。

⑤　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人として指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

・監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、また稟議書等の重要書類を閲覧する。

必要に応じ取締役、執行役員、その他使用人から業務の執行の状況を聴取します。

また内部監査室から、会社の業務の執行状況についての内部監査、コンプライアンス状況等についての報告を受けます。

⑦　その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、執行役員、その他使用人とのヒアリングを行います。また、会計監査人、顧問弁護士との連携を図ります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に邁進するところ、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、取引先、従業員をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を最大限に活かし、当社ブランドの更なる強化、当社の強みを活かした競争力の向上などの取り組みを積極的に実行していくことが必要です。

これに対して、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の同意を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。これらの株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあり得ます。そこで、当社は、こうした株主により支配されることに反対します。

（注） 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱いは、金額及び株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資　産　の　部	**5,856,931**	**負　債　の　部**	**3,664,457**
流　動　資　産	**3,486,046**	**流　動　負　債**	**2,073,897**
現金及び預金	2,300,115	支　払　手　形	44,784
受　取　手　形	1,546	営　業　未　払　金	528,050
営業未収入金	738,691	短　期　借　入　金	675,000
前　払　費　用	35,521	1年内返済予定の長期借入金	471,018
未　収　入　金	6,456	1年内償還予定の社債	174,800
立　替　金	409,800	リ　ー　ス　債　務	25,293
貸倒引当金	△6,085	未　払　金	59,069
固　定　資　産	**2,356,519**	未　払　費　用	17,346
有形固定資産	**832,578**	未払法人税等	14,502
建　　物	170,534	預　り　金	13,157
構　築　物	3,412	賞与引当金	35,360
機械及び装置	13,869	そ　の　他	15,515
車両運搬具	36,464	**固　定　負　債**	**1,590,559**
工具器具備品	9,885	長　期　借　入　金	808,500
リ　ー　ス　資　産	22,229	退職給付引当金	236,567
土　　地	576,183	長期リース債務	39,349
無形固定資産	**409,834**	社　　債	488,800
の　れ　ん	335,172	そ　の　他	17,343
ソフトウェア	28,424	**純資産の部**	**2,192,474**
リ　ー　ス　資　産	41,970	**株　主　資　本**	**2,269,512**
そ　の　他	4,267	**資　本　金**	**2,394,398**
投資その他の資産	**1,114,106**	**資本剰余金**	**747,751**
投資有価証券	836,448	資本準備金	314,304
出　資　金	7,628	その他資本剰余金	433,446
長期貸付金	85,000	**利益剰余金**	**△861,764**
破産更生債権等	29,185	利　益　準　備　金	5,856
長期前払費用	9,684	その他利益剰余金	△867,620
固定化営業債権	294,535	繰越利益剰余金	△867,620
そ　の　他	107,101	**自　己　株　式**	**△10,873**
貸倒引当金	△255,477	**評価・換算差額等**	**△77,038**
繰　延　資　産	**14,364**	その他有価証券評価差額金	△77,038
社債発行費	14,364		
合　　計	**5,856,931**	**合　　計**	**5,856,931**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収入		6,653,995
営業原価		6,266,430
営業総利益		**387,564**
販売費及び一般管理費		371,072
営業利益		**16,492**
営業外収益		
受取利息配当金	16,670	
その他の営業外収益	92,880	109,550
営業外費用		
支払利息	37,389	
その他の営業外費用	23,519	60,908
経常利益		**65,134**
特別利益		68,569
固定資産売却益	4,020	
投資有価証券売却益	64,549	
特別損失		75
固定資産除却損	75	
固定資産売却損	0	
税引前当期純利益		**133,628**
法人税、住民税及び事業税		22,976
当期純利益		**110,652**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,394,398	314,304	433,446	747,751
当期変動額				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,394,398	314,304	433,446	747,751

（単位：千円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	5,856	△978,272	△972,416	△10,575	2,159,158
当期変動額					
当期純利益		110,652	110,652		110,652
自己株式の取得				△297	△297
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		110,652	110,652	△297	110,354
当期末残高	5,856	△867,620	△861,764	△10,873	2,269,512

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△149,419	△149,419	2,009,738
当期変動額			
当期純利益			110,652
自己株式の取得			△297
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	72,381	72,381	72,381
当期変動額合計	72,381	72,381	182,735
当期末残高	△77,038	△77,038	2,192,474

個 別 注 記 表

１．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

２．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）であります。

時価のないもの……移動平均法による原価法であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

リース資産以外の有形固定資産…建物（建物附属設備は除く）は定額法で、その他の有形固定資産は定率法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、車両運搬具のうち、けん引車及び被けん引車の法定耐用年数は４年でありますが、これを前者については６年で、後者については10年で、償却しております。

リース資産以外の無形固定資産…定額法によっております。なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年）にわたって定額法により償却しております。

長期前払費用…均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費…社債の発行期間に対応した期間で均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……①　一般債権
貸倒実績率法による限度相当額を計上しております。
②　貸倒懸念債権及び破産更生債権等
財務内容評価法により計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職金の支出に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生している額を計上しております。
会計基準変更時差異（187,081千円）については、15年による定額法により費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

3．貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産

預金	304,200千円	
投資有価証券	337,213千円	（帳簿価額）
建物	65,860千円	（〃）
土地	573,132千円	（〃）
合計	1,280,407千円	（〃）

担保に係る債務の金額

短期借入金	675,000千円
１年内返済予定の長期借入金	396,618千円
長期借入金	547,500千円
合計	1,619,118千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　1,533,369千円

4．損益計算書関係

該当事項はありません。

5．株主資本等変動計算書関係

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数　普通株式　62,280,394株
(2) 当事業年度末日における自己株式の数　普通株式　107,933株

６．税効果会計関係

(1) 繰延税金資産（流動）の発生の主な原因の内訳

貸倒引当金	1,844千円
賞与引当金	12,588千円
未払事業税	2,423千円
その他	3,151千円
評価性引当金	△20,007千円
繰延税金資産（流動）合計	-千円

(2) 繰延税金資産（固定）の発生の主な原因の内訳

繰越欠損金	138,082千円
のれん	55,890千円
その他有価証券評価差額金	27,425千円
退職給付引当金	84,217千円
貸倒引当金	90,950千円
その他	6,615千円
評価性引当金	△403,181千円
繰延税金資産（固定）合計	-千円

７．１株当たり情報関係

(1) １株当たり純資産額　35円　26銭

(2) １株当たり当期純利益　1円　78銭

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	110,652千円
普通株式に係る当期純利益	110,652千円
普通株式の期中平均株式数	62,175千株

８．金融商品関係

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入、社債による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日回収管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、各四半期ごとに把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では各四半期ごとに資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

２.金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注２)を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*2）	時価（*2）	差額
（１）現金及び預金	2,300,115	2,300,115	―
（２）営業未収入金	738,691	738,691	―
（３）立替金	409,800	409,800	―
（４）投資有価証券 その他有価証券	828,737	828,737	―
（５）固定化営業債権 貸倒引当金（*1）	294,535 △151,140		
	143,395	143,395	―
（６）営業未払金	(528,050)	(528,050)	―
（７）短期借入金	(675,000)	(675,000)	―
（８）１年内返済予定の長期借入金	(471,018)	(471,018)	―
（９）１年内償還予定の社債	(174,800)	(174,800)	―
(10) 長期借入金	(808,500)	(808,993)	493
(11) 社債	(488,800)	(491,849)	3,049

(*1) 固定化営業債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（１）現金及び預金、（２）営業未収入金並びに（３）立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（４）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格及び証券投資信託は基準価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	282,681	345,664	62,983
	その他	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	612,945	474,616	△138,328
	その他	10,150	8,457	△1,692
合計		905,776	828,737	△77,038

（５）固定化営業債権

これらの時価は、回収可能額によっております。

（６）営業未払金及び（７）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（８）１年内返済予定の長期借入金及び（10）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

（９）１年内償還予定の社債及び（11）社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額7,710千円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
現金及び預金	2,300,115
営業未収入金	738,691
立替金	409,800
合計	3,448,606

（注４）社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	156,800	156,800	101,800	47,050	26,350
長期借入金	338,531	240,543	180,426	49,000	―

９．資産除去債務関係

該当事項はありません。

10. 持分法損益等関係

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引関係

該当事項はありません。

12. 重要な後発事象関係

該当事項はありません。

13. その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月26日

株式会社　大　運
取締役会　御中

かがやき監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　三　原　康　則　　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　奥　村　隆　志　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大運の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要において説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月28日

株式会社大運　監査役会

常勤監査役　菊川　能幸　㊞

社外監査役　岩上　順　㊞

社外監査役　西海　加代子　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役３名選任の件

取締役小橋昭治、藤本和彦、吉野弘一の３氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	小橋昭治（コバシ ショウジ） 昭和28年９月６日生	昭和52年４月 当社　入社 平成７年３月 当社　営業三部開発課課長 平成14年４月 当社　輸入部部長 平成17年４月 当社　執行役員東京営業所長 平成21年６月 当社　取締役（現任） 平成21年９月 当社　営業本部長（現任）	236,000株
2	藤本和彦（フジモト カズヒコ） 昭和44年５月30日生	平成７年１月 阪神メンテナンス株式会社　専務取締役（現任） 平成15年４月 株式会社神陸コンテナ輸送　代表取締役（現任） 平成21年６月 当社　社外取締役（現任）	0株
3	吉野弘一（ヨシノ コウイチ） 昭和27年11月８日生	昭和50年３月 大阪関汽商運株式会社　入社 昭和63年１月 関西商運株式会社　移籍入社 平成19年４月 当社　移籍入社　執行役員管理副本部長 平成23年６月 当社　取締役　管理本部長（現任）	95,802株

（注）1.　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.　藤本和彦氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
① 藤本和彦氏につきましては、経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって６年となります。
② 藤本和彦氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
③ 藤本和彦氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者、又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役岩上順、西海加代子の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	イワ カミ ジュン 岩上 順 昭和27年 ８月18日生	昭和62年３月 新和監査法人（現：有限責任 あずさ監査法人）入社 平成元年７月 独立開業するとともに、ファーサイト公認会計士事務所設立に参加 代表社員に就任 平成19年６月 当社　監査役（現任）	0株
2	ニシ ウミ カヨコ 西海 加代子 昭和21年 10月29日生	平成12年７月 株式会社竹谷運輸　代表取締役社長 平成25年９月 同社　退任 平成26年７月 当社　監査役（現任）	0株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岩上順、西海加代子の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
① 岩上順氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただけるものと判断して、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって８年となります。
西海加代子氏につきましては、元経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただけるものと判断して、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって11ヶ月となります。

② 岩上順氏および西海加代子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
③ 岩上順氏および西海加代子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者、又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

4. 独立役員について
当社は、岩上順氏を独立役員として指定しております。当人は、当社の会計監査には従事しておらず、監査役として当社に対する指導助言を行っており、また当社と特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令で定めた人数を欠く場合に備え、予め補欠監査役の選任をお願いするものであります。

なお、この補欠監査役選任が効力を有する期間は、法令により次回の定時株主総会の開始の時までとなりますが、補欠監査役の選任は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
面屋（オモヤ）　晋（ススム） 昭和42年 １月17日生	平成24年６月 株式会社フジコーポレーション　設立 同社　取締役（現任）	0株

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 面屋晋氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由および独立性について
① 面屋晋氏につきましては、経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
② 面屋晋氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
③ 面屋晋氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者、又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

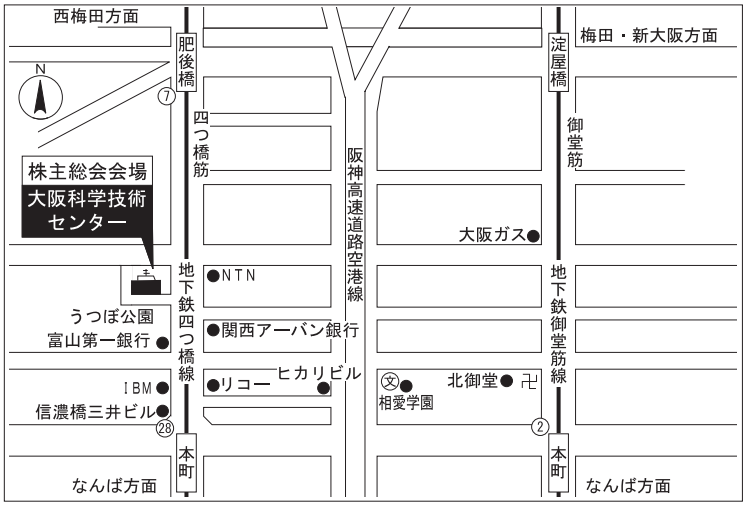
以　上

株主総会会場ご案内図

大阪科学技術センター

大阪市西区靭本町一丁目８番４号

TEL06-6443-5324(サービス部ダイヤルイン)



＜交通ご案内＞（うつぼ公園北東カド）

◎地下鉄四つ橋線「本町」下車（㉘号出口）、北へ徒歩約３分

◎地下鉄御堂筋線「本町」下車（②号出口）、西へ徒歩約７分

◎地下鉄四つ橋線「肥後橋」下車（⑦号出口）、南へ徒歩約５分